

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

1 適合証がある場合

内容		法第53条第1項 (認定申請) (円)	法第55条第1項 (変更申請) (円)
(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)		5,800	4,100
(2) (1)以外の建築物	ア 住宅部分	300㎡未満	11,300
		300㎡以上2,000㎡未満	23,800
		2,000㎡以上5,000㎡未満	52,800
		5,000㎡以上10,000㎡未満	94,700
		10,000㎡	119,000
	イ 非住宅部分	300㎡未満	11,300
		300㎡以上1,000㎡未満	19,500
		1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600
		2,000㎡以上5,000㎡未満	94,300
		5,000㎡以上10,000㎡未満	149,000
		10,000㎡	188,000

2 1 以外の場合

内容			法第53条第1項 (認定申請) (円)	法第55条第1項 (変更申請) (円)	
(当該部分の床面積の合計)					
(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	200㎡未満	20,700	14,300	
		200㎡以上	22,200	15,100	
	仕様・計算併用法による場合	200㎡未満	30,100	21,100	
		200㎡以上	33,200	23,300	
	標準計算法による場合	200㎡未満	40,200	28,300	
		200㎡以上	44,900	31,500	
(2) (1) 以外の建築物					
ア 住宅部分	誘導仕様基準による場合	300㎡未満	38,700	26,800	
		300㎡以上2,000㎡未満	66,900	46,500	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	120,000	84,800	
		5,000㎡以上	183,000	127,000	
	仕様・計算併用法による場合	300㎡未満	59,800	42,000	
		300㎡以上2,000㎡未満	100,000	70,500	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	175,000	122,000	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	256,000	179,000	
		10,000㎡	304,000	213,000	
		標準計算法による場合	300㎡未満	81,000	56,800
	イ 非住宅部分	モデル建物法による場合	300㎡未満	102,000	71,600
			300㎡以上1,000㎡未満	129,000	91,100
			1,000㎡以上2,000㎡未満	171,000	119,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満	276,000	193,000
5,000㎡以上10,000㎡未満			361,000	253,000	
10,000㎡			434,000	304,000	
標準入力法等による場合		300㎡未満	266,000	186,000	
		300㎡以上1,000㎡未満	334,000	234,000	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	431,000	301,000		
	2,000㎡以上5,000㎡未満	615,000	430,000		
	5,000㎡以上10,000㎡未満	758,000	531,000		
	10,000㎡	896,000	627,000		

当該部分の床面積の合計が10,000㎡超の場合、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課へ提出してください。

※ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下別表第3において同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項1の（1）若しくは2の（1）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項1の（1）若しくは2の（1）に掲げる額とする。